

## 会長声明

### 裁判員裁判東京地裁第1号事件が終って(会長談話)

全国初の裁判員裁判となった東京地方裁判所の裁判員裁判第1号事件の公判が終わりました。

事件を担当された裁判員及び補充裁判員の方々が真剣かつ全力で事件に取り組まれたことに敬意を表します。公判2日目の証人尋問では初の質問をし、3日目の被告人質問では裁判員全員が質問をされました。

今回の公判審理においては、弁護士会が求めてきた裁判員に予断・偏見を抱かせないよう裁判員入廷前の手錠・腰縄の解錠、退廷後の施錠が実施され、また、被告人の着席位置を弁護人の隣とするなどの工夫がされました。検察官・弁護人は裁判員に理解しやすいように視覚的なツールを用いて主張・立証を行い、平易な言葉を用いて説明するなど、従来の刑事裁判とは大きく異なる手法がとられました。

判決後には、裁判員全員と補充裁判員1人が記者会見に応じられ、審理のわかりやすさ、評議の雰囲気、心理的負担などが語られました。

裁判員となった感想は、「今も緊張しているが、本当にいい経験だった。」「大役を終えた気持ちだ。」「一般主婦ができるのか不安だったが、ほかの方たちと一緒に一つのことを成し遂げた気持ちだ。」「社会的重責を精いっぱい務めあげたという認識だ。」等と語られました。

裁判の手続きについては、「もっと難しいと思ったが、テレビドラマの方が難しいと思うくらい、分かりやすかった。」「プレゼンテーションのソフトやディスプレイが想像以上に分かりやすく、目で追いやすかった。検察官、弁護人も我々に理解させようという気持ちが伝わった。」等と語られました。

評議については「メンバーがとても話しやすく、今となってはか

なり前から知り合いの感覚だった。評議でも思っていることを素直に話せたと思う。」「とても話しやすい雰囲気だった。初めて会った方ばかりだが、前から知り合いのような気持ちで一つのことに向けて真剣だった。」「もっと裁判員が中心になって議論が進むと思ったが、むしろ議論が迷走すると、アドバイスをするような役割だった。市民の意向が反映しやすいように準備された。」等と語られました。

裁判員裁判を検証しより良い制度にしていくためには、裁判員の経験をお聞きすることはたいへんに意義があることです。今後裁判員裁判が行われる地裁・支部で記者会見が行われる見込みであり、裁判員の方々が率直に感想を述べられることが期待されます。

裁判員裁判が市民に理解され、定着するためには、私たちは、裁判員によりわかりやすく、かつ説得力のある法廷弁護活動を行うことが必要であり、そのための弁護士研修が重要であると考えており、引き続きその充実を図ります。

他方、この裁判員制度は、市民の多様な経験に基づく常識を刑事裁判に生かし、市民が納得のいく裁判を実現しようとする重要な制度です。市民が参加しやすい制度となっているか、またそのような環境整備が十分になされているかなど、私たちは今回の裁判をはじめとして今後実施される裁判員裁判についてその実施・運用状況の把握に努め、制度及び運用の改善点の有無等について検証を行い、この制度について国民のさらなる理解と協力が得られるよう努力してまいります。また、取調べ全過程の録音等被疑者・被告人の権利が保障された刑事手続きの実現に向けて努力します。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

2009(平成21)年8月7日  
東京弁護士会会長 山岸憲司

### 消費者庁および消費者委員会の人事に関する会長声明

本年5月29日、消費者庁関連3法が成立し、消費者庁および消費者委員会の設立が実現することとなった。消費者の利益の擁護及び増進を目的として、消費者行政の司令塔として機能する消費者庁と独立した第三者機関として消費者行政全般に関する監視機能を有する消費者委員会が設置されたことは、従来の産業育成中心の行政からのパラダイムの転換として極めて画期的であり、当会も本年6月8日付の会長声明のとおりこれを高く評価するものである。

ところで、消費者庁および消費者委員会が上記の設立の趣旨に従い機能するかは、この組織を担う方の人選によって決まる。特に、その長に誰が就任するかは極めて重要である。両組織の設置の趣旨からすれば、消費者庁長官および消費者委員長は、両組織の職責の意味を十分に理解するとともに、消費者問題を扱った経験が豊富で、真に消費者の目線から消費者行政に取り組むことができる人材でなければならない。そうでなければ、国会で長時間にわたって審議し、全会一致で成立した法の趣旨が、実質的に著しく損なわれる結果となる可能性がある。

消費者委員会は、従来の諮問型審議会とは全く異なるものであって、消費者目線から消費者行政を監視する重大な職責を担った組織であり、同委員会が消費者庁に並立し、監視機能を十分に発揮して初めて真に消費者のための行政が実現できる。従って、同委員会を構成する委員も、各界からバランス良く選任するなどという手法を採るべきではないし、産業界の利益代表や消費者問題を統計的に発生させてきた事業分野との関係がある者、消費者問題への関わりが薄い者なども選任されるべきではない。

また、消費者委員会の委員長は、法律上委員の互選により選任されるのであり(設置法12条)、政府が消費者委員会の意向を無視して適任者を予め示唆して委員会を主導することはあってはならず、その選任過程は透明である必要がある。

更に、今般、本年8月30日に実施される衆議院選挙の結果に基づいて新内閣が発足する運びとなったが、その発足直前に現内閣が消費者庁・消費者委員会という極めて重大な組織の人事について決断を下すことは拙速と言わざるを得ない。衆議院選挙の結果も踏まえ、新内閣発足後に国民の意見を十分反映させたうえで選任がなされるべきである。

以上のとおりであるから、当会は、政府に対して、次の点を求める。

- (1) 消費者庁長官および消費者委員は、両組織の職責の意味を十分に理解するとともに、消費者問題を扱った経験が豊富で真に消費者の目線から消費者行政に取り組むことができる人を選任されたい。
- (2) 消費者委員長の選任は、政府主導で人選がなされるのではなく、透明性をもって委員の互選のもとに行われるべきである。
- (3) 消費者庁長官および消費者委員の選任については、拙速に陥ることなく、新内閣発足後に、国民の意見を十分反映した上で慎重にされたい。

2009(平成21)年8月10日  
東京弁護士会会長 山岸憲司